

開催日及び場所	平成25年12月 3日(火)	阿賀町役場 3階 第3会議室
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 抽出案件等の審議について 次回委員会日程等について その他	
委 員 (委員数 5 名) (出席数 5 名)	委員長 沢 田 克 己 委員 伊 津 良 治 委員 鷺 尾 栄 作 委員 五 十 嵐 隆 雄 委員 関 塚 良 雄	
審査対象期間	平成25年 8月 1日	～ 平成25年11月30日
抽 出 案 件	9 件	
制限付 一般競争入札	6 件	① 森林管理道戸屋山線開設工事 ② 森林管理道深戸花立線(深戸工区)開設工事 ③ 森林管理道深戸花立線(花立工区)開設工事 ④ 森林管理道行地五十沢線(行地工区)開設工事 ⑤ 森林管理道行地五十沢線(五十沢工区)開設工事 ⑥ 中央南部簡易水道配水管第43工区布設工事
指名競争入札	2 件	⑦ 徳石水道管布設第2次工事 ⑧ 徳石水道管布設第3次工事
随意契約	1 件	⑨ 阿賀町エコパーク1段目RO膜交換工事
委員会からの 質疑、回答等	別紙のとおり	
委員会からの意 見、具申内容等	別紙のとおり	
そ の 他		

意見・質問等	回答等
<p>1. 開 会</p> <p>2. あいさつ 副 町 長 委員 長 官制談合では最低制限価格(予定価格)漏洩の事案が主となっている。町は最低制限率積算方法を公表。</p> <p>3. 議 事</p> <p>(1) 事務局様式等報告(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査対象は平成25年度8月から11月末で契約総数89件、内一般競争49件、指名24件、随契16件、苦情処理、指名停止措置、談合情報は無し。 <p>(2) 抽出理由について(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近落札率平均が上昇し、落札率が高いものからそれぞれ抽出しました。 <p>(3) 抽出案件の審議について</p> <p>※平均落札率の上昇傾向による全体的な討議を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視委員会の審査、資料検討をおこなっているが、最近上昇傾向にある 官制談合、不正競争入札、情報漏洩では無く、積算精度が向上しても入札は95%あたりなのか。 本来競争があればもう少し低いところでの落札になるのでは無いでしょうか。 2期、前期と比較すると顕著に上昇しているが原因を考えられますか。 一般的に競争の無い随意契約率よりも競争入札結果が高率となる傾向には注視が必要。 それは業者との信頼関係しかありませんね。 高率の原因として予定価格自体が低すぎるのですか。 公単価は1年間有効なのか、業者さんにも公表されているのですか。 県並みに業者数が多ければ競争で下がり、少なければ競争が少無いため上がると考えるべきなのか。 90辺りから出発して95位になるのでしょうかね。全体的空気があるのかも。 町外から多くの参加があれば競争は促進されると思われるが、地元業者が成り立つか心配となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 特許性の高い上下水道の改修工事や不調案件による随意契約移行が影響したと考えられます。 安易な随契を防ぐ目的で平成22年度から理由書の作成を義務付けております。 特注物など業者指定が多い事から見積自体が高額となっている可能性は否定出来ません。 公共単価の積上です。 基本毎月公表で本屋さんでも売っています。公表設計書の備考欄等に記号があり公単価を拾います。

意見・質問等	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約は差引を見て見積もる訳で、交渉は出来るのではと。何社位から見積もってもらうのか。 ・ 95%を超えたら値引きをしてもらうと言うような仕組みはつくれないかないか。公表しておいて。 ・ 民間では支払い方法などにより普通の交渉となりますが。 ・ プロポーザルと言った方法もあります。価格も相手に任せて提案を審査して決める。 ・ 上下水関連の随契案件で70%位がありますが、初めから多く乗せている、70でも利益が出せるのでしょうか。 ・ 3割多く乗せておいて3割引いても安くなった訳ではありません。 ・ 業者としても生活があります。しかし未だ競争する余地があるのでは無いでしょうか。ヒアリングは。 ・ 町では町内業者の決算書を確認していますか。業者の実態を把握しておくために。 ・ 決算書は原則公表です。労務単価上昇が反映されているかなど、貸借対照表だけでも分析すれば。 ・ では、抽出案件の審議を始めます。一括でおこないます。 <p>① ～⑥までの制限付一般競争案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5件の林道工事で参加業者は8社。いつも顔ぶれで僅かな違い、ソフト精度が高ければ同額では。 ・ 参加するだけで競争意識が無いような感じがしますね。 ・ 一般競争とは言っても制限付きのため、そのランクの業者は参加すると言う事でしょうか。 ・ 技術者配置を緩和することは可能でしょうか。 ・ 緩和により事故が発生しないように配慮は必要ですね。 <p>・ 続いて指名案件の審査をお願いします。</p> <p>⑦ ～⑧までの指名案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一件一般競争で応募無しにより指名に移行したそうですが理由は。 ・ 工期に間に合わないとペナルティーがあるのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務規則がベースですが、特殊や特許物などは1社だけの場合もあります。 ・ 昨年より競争性や談合防止観点で地域毎の指名競争は止めております。 ・ 震災により資源単価の高騰、人手不足の結果町外からの協力、結果設計価格での対応は困難もあります。 ・ 多くが予定価格を超えるような場合、町設計に瑕疵は無いかなどは確認しております。 ・ おこなってはおりません。 ・ 検討してみます。分析に関してはご指導をお願いします。 ・ 技術者が不足しており請負は出来ないが入札は参加すると方針なのでしょうか。 ・ 23年災の時は県も含め緩和して対処となりました。現状は確認してみます。 ・ 現場は降雪が早い地域で更に山間部へ入るものですから工期と金額の面で考えられたのでは。 ・ 罰則としてはありませんが、年度予算であるため工期内完了を必要とします。 ・ 原則単年度会計ですので3月末迄完了が基本となります。

意見・質問等	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・ それでも遅れる事があると思うが。 ・ 値引き等のペナルティーは。 ・ 工期が延びた事による増額はありますか。 ・ 全員が最低制限価格を下回る事もありますね。 ・ 資料を見ると1万とゼロ繰り返し、5万円横並びでの入札で一覧を比較すると、不自然に感じてしまいます。 ・ 数値を見る限り考えてしまいますね。次の事案をお願いします。 <p>⑨ 阿賀町エコパーク1段目RO膜交換工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の契約であれば問題無しと考えられますが、複数社申し合わせであれば違法となります。 ・ どのような交渉をするのですか。 ・ 積算内訳書の提出は無いのですか。 ・ 危険では無いでしょうか。 ・ 今後は検討してみてください。 ・ 一社の製品であればメンテナンス責任も生じてくる。当初売った方の責任は必要と思うが。 ・ 多分他に対応できる業者がいないのでは。メーカーが他社を抑制すると独禁法に触れる事になりますが。 ・ 他に無ければ本日の委員会は閉会いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等により遅れる事が明らかな場合は繰越手続の手法もあります。 ・ ありません。正当な理由が無い場合は年度内完了となります。 ・ ただ日数が足り無いではありません。災害等による経費増は考慮しますが、発注側の責任も考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一社の独占的な販売は違法では無いのでしょうか。 ・ 入札担当での交渉はありません。発注課に随契でも金額検討、価格の精査交渉を求めています。 ・ 随契では求めておりません。 ・ 現状内訳書は当委員会資料作成と検討用としており、入札を担保するものでは無いからとなります。 ・ 検討いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は視察も検討いたしますのでよろしく願います。